# 社会保障生計調査 (家計簿) 結果の概要

# 令和4年度

## 目 次

統計の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ′							
結果の概	要						
1 - 1	実収入の状況(2人以上の世帯)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2					
1 - 2	実収入の状況(単身世帯)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4					
2 - 1	消費支出の状況(2人以上の世帯)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6					
2 - 2	消費支出の状況(単身世帯)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8					
3 - 1	消費支出の対前年度比較(2人以上の世帯)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10					
3 - 2	消費支出の対前年度比較(単身世帯)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11					
用語の解	説	12					

### 統計の概要

#### 1 目的

この調査は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている世帯(以下「被保護世帯」という。)の家計収支の実態を明らかにすることによって、生活保護基準の改定等生活保護制度の企画運営のために必要な基礎資料を得るとともに、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

#### 2 調査客体

この調査の客体は、全国の被保護世帯から 1,100 世帯を抽出して対象とした。 ただし、次のいずれかに該当する世帯は除外した。

- (1) 生活扶助を受けていない世帯
- (2) 世帯分離している世帯
- (3) 世帯人員が6人以上の世帯
- (4) 耕地 0.1 ヘクタール以上を耕作して農業を営む者のいる世帯
- (5) 林業、漁業、その他の事業を営む者のいる世帯
- (6) 保護施設・寮等において賄いを共通しているなど、集団的共同生活を営んでいる世帯
- (7) 賄い付きの同居人のいる世帯
- (8) その他不適当と認められる世帯

#### 3 調査事項

被保護世帯の家計収支の状況、消費品目の種類等

#### 4 有効回答率

令和4年度平均の有効回答率は90.0%であった。

#### 5 利用上の注意

(1)表章記号の規約

計数のない場合 - 表章単位の2分の1未満の場合 0,0.0 統計項目のあり得ない場合 ・ 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合 ...

(2)掲載の数値は、四捨五入のため内訳の合計が総数に合わない場合等がある。

#### 結果の概要

#### 1-1 実収入の状況(2人以上の世帯) 表1-1、図1-1参照

2人以上の世帯の実収入の状況をみると、総数では 171,821 円となっており、このうち、就 労収入額は 20,393 円であり、実収入に占める構成割合は 11.9%となっている。また、生活保 護給付金品の額は 90,613 円、実収入に占める構成割合は 52.7%となっている。

#### (1)級地別

実収入に占める就労収入の構成割合をみると、2級地-2の20.2%が最も高くなっている。また、生活保護給付金品の構成割合をみると、1級地-2の55.0%が最も高くなっている。

#### (2)世帯類型別

実収入に占める収入の構成割合をみると、「高齢者世帯」においては、生活保護給付金品は 56.1%であり、他の社会保障給付金品(39.5%)と合わせると 9割以上を占めている。また、「その他の世帯」については、就労収入が 15.0%、生活保護給付金品は 54.2% となっている。

#### (3)世帯業態別

実収入に占める収入の構成割合をみると、勤労世帯(常用又は日雇)においては、就労収入が27.0%、生活保護給付金品は44.5%となっている。また、勤労世帯以外の世帯では、生活保護給付金品は59.0%であり、他の社会保障給付金品(38.0%)を合わせると、実収入の9割以上を占めている。

#### (4)世帯人員別

実収入に占める収入の構成割合をみると、2人世帯においては、生活保護給付金品が54.4%を占めており、他の世帯人員と比べて最も高くなっている。

令和4年度 平 均 世帯人員 実収入 就労収入 就労収入 給付金品 給付金品 171,821 2.20 20,393 90,613 55.918 4.897 100.0 11.9 52.7 32.5 2.8 62,948 1級地 - 1 2.18 200,045 24,531 107,721 4,844 100.0 12.3 53.8 31.5 2.4 1級地 - 2 2.14 178,823 19,540 98,369 54,372 6,542 100.0 10.9 55.0 30.4 3.7 2級地 - 1 2.20 173.369 17 434 91.632 59.349 4.955 100.0 10.1 52.9 34.2 2.9 2級地 - 2 2.18 169.510 34.325 84.831 43.510 6.843 100.0 20.2 50.0 25 7 4.0 3級地 - 1 2.22 150.464 18.110 80.024 48.123 4.207 100.0 12.0 53.2 32.0 2.8 3級地 - 2 36.9 2.25 152,059 19,132 72,852 56.060 4.015 100.0 12.6 47.9 2.6 高齢者世帯 2.00 145.929 3.713 81.804 57.606 2.807 100.0 2.5 56.1 39.5 1.9 229,533 母子世帯 2.59 41.537 111.676 70.045 6.275 100.0 18.1 48.7 30.5 2.7 障害者世帯 2.11 175.158 62.405 100.0 10.6 51.1 35.6 18.511 89.482 4.761 2.7 2.20 167,870 25,117 81,890 56,420 4,443 100.0 15.0 48.8 33.6 2.6 その他の世帯 2.21 165,647 24,920 89,759 44,588 6,380 100.0 15.0 54.2 26.9 3.9 勤労(常用+日雇) 2.38 202.840 54,718 90.224 51.452 6.446 100.0 27.0 44.5 25.4 3.2 2.10 153.833 488 90,838 58.508 3.998 100.0 0.3 59.0 38.0 2.6 2人 2.00 158,184 14,307 86,000 53,387 4,491 100.0 9.0 54.4 33.7 2.8 3人 3.00 228,672 49,307 106,990 64,670 7,704 100.0 21.6 46.8 28.3 3.4 4人 4.00 299,715 75,210 145,788 75,096 3,621 100.0 25.1 48.6 25.1 1.2 5人 5.00 295,311 22,557 136,097 127,835 8,823 100.0 7.6 46.1 43.3 3.0

表1-1 実収入の状況(2人以上の世帯)

注1)1世帯1ヶ月平均である。

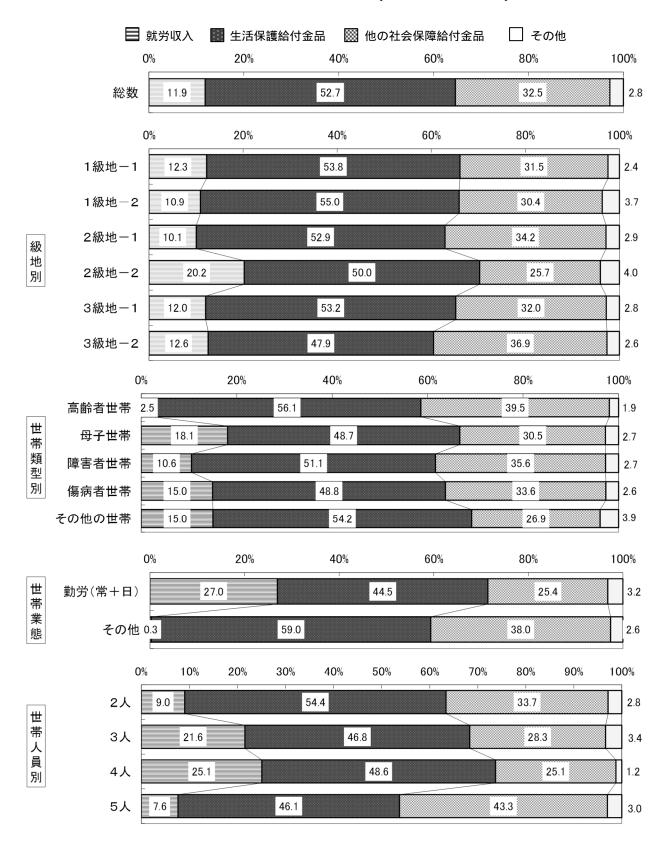
<sup>2)</sup>世帯業態の「その他」には、家内労働、その他の就業、不就業が含まれる。

<sup>3)</sup>就労収入は、勤め先収入と内職収入の合計である。

<sup>4)「</sup>他の社会保障給付金品」は、社会保障給付金とその他社会保障給付金の合計である。

<sup>5)</sup>実収入の「その他」は、仕送り金と特別収入の合計である。

図1-1 実収入の状況(2人以上の世帯)



- 注1)世帯業態の「その他」には、家内労働、その他の就業、不就業が含まれる。
  - 2) 就労収入は、勤め先収入と内職収入の合計である。
  - 3)「他の社会保障給付金品」は、社会保障給付金とその他社会保障給付金の合計である。
  - 4) 実収入の「その他」は、仕送り金と特別収入の合計である。

#### 1 - 2 実収入の状況(単身世帯) 表1 - 2、図1 - 2参照

単身世帯の実収入の状況をみると、総数では 114,811 円となっており、このうち、就労収入額は 10,657 円であり、実収入に占める構成割合は 9.3%となっている。また、生活保護給付金品の額は 74,008 円、実収入に占める構成割合は 64.5%となっている。

#### (1)級地別

実収入に占める就労収入の構成割合をみると、2級地-2の13.3%が最も高くなっている。また、生活保護給付金品の構成割合をみると、1級地-1の68.0%が最も高くなっている。

#### (2)世帯類型別

実収入に占める収入の構成割合をみると、「高齢者世帯」においては、生活保護給付金品は 59.7%となっており、他の社会保障給付金品(32.8%)と合わせると 9割以上を占めている。また、「高齢者世帯以外の世帯」については、就労収入が 15.9%、生活保護給付金品は 71.2%となっている。

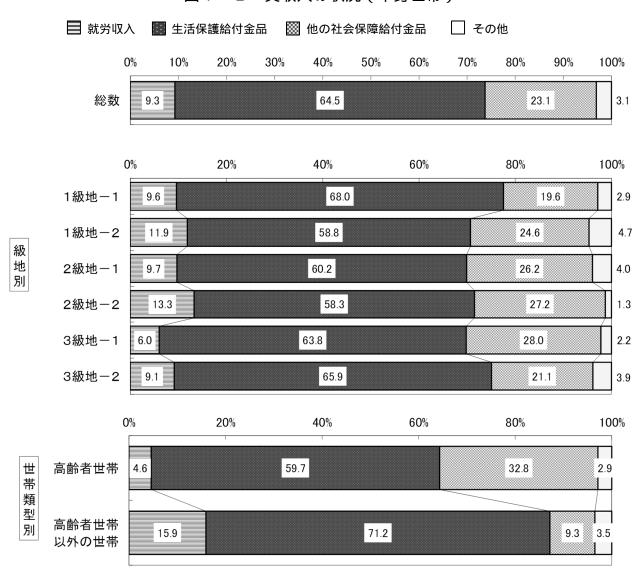
表1-2 実収入の状況(単身世帯)

令和4年度

			j	- 数	女			構	成 割	合	
		実収入	就労収入	生活保護 給付金品	他の社会保障 給付金品	その他	実収入	就労収入	生活保護 給付金品	他の社会保障 給付金品	その他
		円	円	円	円	円	%	%	%	%	%
	総数	114,811	10,657	74,008	26,547	3,599	100.0	9.3	64.5	23.1	3.1
	1級地 - 1	136,972	13,157	93,075	26,833	3,907	100.0	9.6	68.0	19.6	2.9
級	1級地 - 2	111,027	13,178	65,328	27,355	5,166	100.0	11.9	58.8	24.6	4.7
NVX	2級地 - 1	107,795	10,457	64,885	28,193	4,260	100.0	9.7	60.2	26.2	4.0
	2級地 - 2	93,118	12,345	54,266	25,329	1,178	100.0	13.3	58.3	27.2	1.3
地	3 級地 - 1	97,438	5,873	62,142	27,272	2,151	100.0	6.0	63.8	28.0	2.2
	3 級地 - 2	88,135	8,050	58,103	18,575	3,408	100.0	9.1	65.9	21.1	3.9
世帯	高齢者世帯	112,894	5,208	67,424	37,003	3,259	100.0	4.6	59.7	32.8	2.9
類型	高齢者世帯 以外の世帯	117,664	18,767	83,809	10,983	4,105	100.0	15.9	71.2	9.3	3.5

- 注1)1世帯1ヶ月平均である。
  - 2)世帯類型の「高齢者世帯以外の世帯」には、障害者世帯、傷病者世帯及びその他の世帯が含まれる。
  - 3)就労収入は、勤め先収入と内職収入の合計である。
  - 4)「他の社会保障給付金品」は、社会保障給付金とその他社会保障給付金の合計である。
  - 5)実収入の「その他」は、仕送り金と特別収入の合計である。

図1-2 実収入の状況(単身世帯)



- 注1)世帯類型の「高齢者世帯以外の世帯」には、障害者世帯、傷病者世帯及びその他の世帯が含まれる。
  - 2)就労収入は、勤め先収入と内職収入の合計である。
  - 3)「他の社会保障給付金品」は、社会保障給付金とその他社会保障給付金の合計である。
  - 4) 実収入の「その他」は、仕送り金と特別収入の合計である。

### 消費支出の状況(2人以上の世帯) 表2-1、図2-1参照

2人以上の世帯の消費支出の状況をみると、総数では148,488円となっており、このうち、 食料費は49,132円であり、消費支出に占める構成割合は33.1%となっている。また、住居費 は30,125円であり、消費支出に占める構成割合は20.3%となっている。

消費支出の構成割合をみると、消費支出に占める食料費の構成割合が最も高いのは3級 地 - 2の35.5%であり、次いで3級地 - 1の35.0%となっている。また、消費支出に占 める住居費の構成割合は1級地-1の27.7%が最も高く、次いで1級地-2の21.3%と なっている。

#### (2)世帯類型別

消費支出の構成割合をみると、「高齢者世帯」において、他の世帯類型に比べて消費支出に占める構成割合が高い費目は、食料費となっている。また、「母子世帯」において、他 の世帯類型に比べて消費支出に占める構成割合が高い費目は、家具・家事用品費、被服及 び履物費、交通・通信費、教育費、教養娯楽費となっている。

#### (3)世帯人員別

消費支出の構成割合をみると、2人世帯においては、食料が33.7%、住居費が20.8%を占 めており、他の世帯人員数区分と比べて最も高くなっている。

消費支出の状況(2人以上の世帯) 表 2 - 1

令和4年度 消費支出 総 額 被服及び 平 均世帯人員 家具・ 家事用品 保健医療 食料 住居 光熱・水道 交诵・诵信 教育 教養娯楽 その他 2.20 148,488 49,132 30,125 7,719 4,151 5,848 15,062 2,279 5,461 10,541 18,171 1級地 - 1 2 18 166 282 51 993 46 022 15 393 8 229 4 097 5 604 14 904 2 069 6 848 11 122 4,820 11,424 3,209 1級地 - 2 146 812 31.311 15.389 10.570 2.14 48.230 8.519 4 796 8.546 2級地 - 1 2.20 152,511 49,841 30,901 19,621 8,079 4,205 6,980 15,536 10,907 2級地 - 2 2.18 162 598 54.188 28.005 20.419 7.219 4.950 4,641 16.441 6.871 6.994 12.869 3 级地 - 1 128.792 18.235 14.211 2.22 45.073 20.156 6.702 3.613 5.097 1.599 4.299 9.806 2.25 132,230 46.973 16.372 18.724 7.540 4.427 5.298 17.184 2.121 5.817 7.774 高齢者世帯 2.00 129.895 47.004 29.570 16.336 6.179 2.212 4.888 9.657 4.116 9.935 母子世帯 2.59 184.137 50.108 32.213 21.057 11.822 9.586 7.201 22.764 9.772 9.939 9.675 1,136 障害者世帯 155.539 56,172 29,539 16,908 7,850 2.880 5,829 16,866 6,362 11,996 2.11 2.20 134,785 44,840 31,072 16,397 6,226 2,245 5,389 16,250 8,352 傷病者世帯 76 3,936 その他の世帯 2.21 148,536 50,037 29,446 19,073 7,248 3,741 6,162 15,564 1,082 4.409 11,773 勤労(常用+日雇) 2.38 168,578 52,525 32,913 19,342 8,556 5,183 5,736 19,227 4,569 7,204 13,322 2.10 136,838 47,165 28,508 17,493 7,233 3,552 5,912 12,647 951 4,450 8,928 2 J 2 00 139 164 46.955 28.995 17.193 7.309 3.435 5.610 13.610 945 4 894 10.219 3人 189.909 60.874 36.587 22.163 9.457 6.632 20.412 7 888 7.819 11.076 3.00 7.001 4.00 59.231 33.449 27.658 10.458 8.341 32.992 15.414 8.738 18.201 5人 5.00 232,794 62,268 37,966 27,388 17,085 14,516 10,558 23,778 11,078 18,602 9,554 100 0 33.1 20.3 12 2 5.2 2.8 3 9 10 1 1.5 3 7 7.1 数 1級地 - 1 31.3 27.7 9.3 4.9 2.5 9.0 1.2 4.1 6.7 1級地 - 2 100.0 32.9 21.3 10.5 5.8 3.3 3.3 7.8 2 2 5.8 7.2 2級地 - 1 100.0 32.7 20.3 12.9 5.3 2.8 10.2 1.2 3.0 7.2 4.6 2級地 - 2 100.0 33.3 17.2 12.6 4.4 3.0 2.9 10.1 4.2 4.3 7.9 3級地 - 1 100.0 35.0 15.7 14.2 5.2 2.8 4.0 11.0 1.2 3.3 7.6 3級地 - 2 100.0 35.5 12.4 14.2 5.7 3.3 4.0 13.0 1.6 4.4 5.9 高齢者世帯 100.0 36.2 22.8 12.6 4.8 1.7 3.8 7.4 7.6 母子世帯 100.0 27.2 17.5 11.4 6.4 5.2 12.4 5.3 5.3 割 障害者世帯 100.0 36.1 19.0 10.9 5.0 1.9 3.7 10.8 0.7 4.1 7.7 合 傷病者世帯 100.0 33.3 23.1 12.2 4.6 1.7 12.1 0.1 2.9 6.2 4.0 その他の世帯 100.0 33.7 19.8 12.8 4.9 2.5 4.1 10.5 0.7 3.0 7.9 勤労(常用+日雇) 100.0 31.2 19.5 11.5 5.1 3.1 3.4 11.4 2.7 4.3 7.9 その他 100.0 34.5 20.8 12.8 5.3 2.6 4.3 9.2 0.7 3.3 6.5 33.7 2 人 100.0 20.8 12.4 5.3 2.5 4.0 9.8 0.7 3.5 7.3 世帯 32.1 19.3 11.7 4.2 4.1 100.0 5.0 3.7 3.5 10.7 5.8 人員 4 人 100.0 26 4 14 9 12 3 4 4 4 7 3 7 14 7 6.9 3 9 8.1 4.8 5 人 16.3 11.8 7.3 6 2 10.2 8.0 4.1

100.0

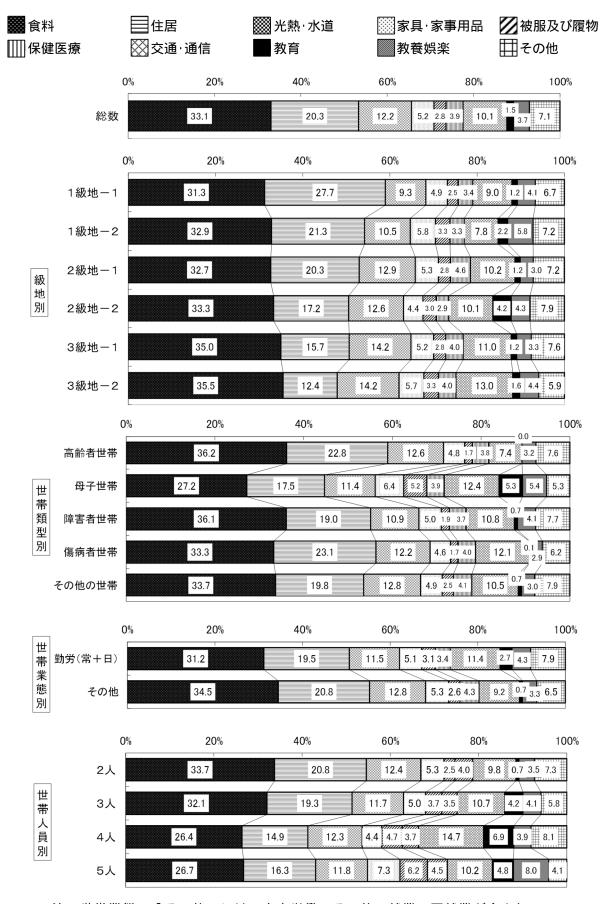
26.7

4.5

注1)1世帯1ヶ月平均である。

<sup>2)</sup>世帯業態の「その他」には、家内労働、その他の就業、不就業が含まれる。

図2-1 消費支出の状況(2人以上の世帯)



注)世帯業態の「その他」には、家内労働、その他の就業、不就業が含まれる。

#### **2 - 2 消費支出の状況(単身世帯)** 表 2 - 2、図 2 - 2参照

単身世帯の消費支出の状況をみると、全体では 100,867 円となっており、このうち、食料費は 29,429 円であり、消費支出に占める構成割合は 29.2% となっている。また、住居費は 30,896 円であり、消費支出に占める構成割合は 30.6% となっている。

#### (1)級地別

消費支出の構成割合をみると、消費支出に占める食料費の構成割合が最も高いのは2級地-2の32.1%であり、次いで2級地-1の30.5%となっている。また、消費支出に占める住居費の構成割合は1級地-1の36.9%が最も高く、次いで1級地-2の29.5%となっている。

#### (2)世帯類型別

消費支出の構成割合をみると、「高齢者世帯以外の世帯」よりも「高齢者世帯」において 消費支出に占める構成割合が高い費目は、食料費、住居費、保健医療費となっている。ま た、「高齢者世帯」よりも「高齢者世帯以外の世帯」において消費支出に占める構成割合 が高い費目は、光熱・水道費、家具・家事用品費、被服及び履物費、交通・通信費、教育 費、教養娯楽費となっている。

表2-2 消費支出の状況(単身世帯)

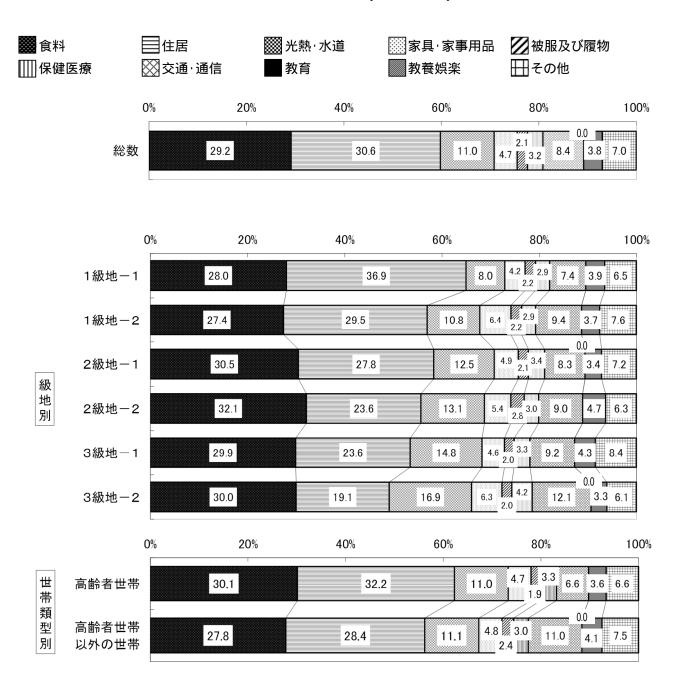
今和4年度

							実	数	Į.				文化 4 年度
			消費支出 総 額	食料	住居	光熱・水道	家具・ 家事用品	被服及び 履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		総 数	100,867	29,429	30,896	11,130	4,758	2,138	3,180	8,457	0	3,832	7,047
		1級地 - 1	120,186	33,662	44,403	9,592	4,988	2,589	3,481	8,951	-	4,673	7,846
	級	1級地 - 2	102,634	28,155	30,288	11,128	6,565	2,278	2,955	9,698	-	3,812	7,756
実	MX	2 級地 - 1	93,771	28,583	26,087	11,678	4,637	1,932	3,145	7,798	1	3,186	6,722
100		2級地 - 2	89,643	28,787	21,117	11,716	4,869	2,473	2,646	8,100	-	4,245	5,690
数	地	3 級地 - 1	83,712	25,034	19,717	12,365	3,888	1,646	2,722	7,687	-	3,580	7,073
		3級地 - 2	78,614	23,592	15,054	13,294	4,922	1,600	3,294	9,515	1	2,556	4,786
	世帯	高齢者世帯	99,532	30,001	32,014	10,955	4,666	1,917	3,268	6,542	-	3,555	6,614
	類型	高齢者世帯 以外の世帯	102,854	28,577	29,232	11,389	4,895	2,467	3,050	11,306	1	4,245	7,692
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		総 数	100.0	29.2	30.6	11.0	4.7	2.1	3.2	8.4	0	3.8	7.0
		1級地 - 1	100.0	28.0	36.9	8.0	4.2	2.2	2.9	7.4	-	3.9	6.5
	級	1級地 - 2	100.0	27.4	29.5	10.8	6.4	2.2	2.9	9.4	-	3.7	7.6
構成	MAX	2 級地 - 1	100.0	30.5	27.8	12.5	4.9	2.1	3.4	8.3	0.0	3.4	7.2
割		2級地 - 2	100.0	32.1	23.6	13.1	5.4	2.8	3.0	9.0	-	4.7	6.3
合		3 級地 - 1	100.0	29.9	23.6	14.8	4.6	2.0	3.3	9.2	-	4.3	8.4
		3 級地 - 2	100.0	30.0	19.1	16.9	6.3	2.0	4.2	12.1	0.0	3.3	6.1
	世帯	高齢者世帯	100.0	30.1	32.2	11.0	4.7	1.9	3.3	6.6	-	3.6	6.6
	類型	高齢者世帯 以外の世帯	100.0	27.8	28.4	11.1	4.8	2.4	3.0	11.0	0.0	4.1	7.5

注1)1世帯1ヶ月平均である。

<sup>2)</sup>世帯類型の「高齢者世帯以外の世帯」には、障害者世帯、傷病者世帯及びその他の世帯が含まれる。

図2-2 消費支出の状況(単身世帯)



注)世帯類型の「高齢者世帯以外の世帯」には、障害者世帯、傷病者世帯及びその他の世帯が含まれる。

#### **3 - 1 消費支出の対前年度比較(2人以上の世帯)** 表3 - 1、図3 - 1参照

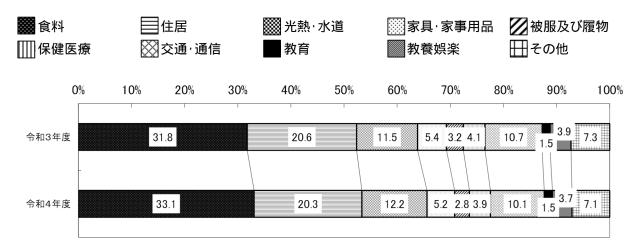
2人以上の世帯の令和4年度の消費支出総額は、148,488円となっており、前年度と比べて 0.9%のマイナスとなっている。

消費支出額を費目別に比較すると、食料費については消費支出総額に占める構成割合は33.1%となっており、前年度と比べて1.3ポイントのプラスとなっている。

表3-1 消費支出の費目別金額と構成割合及び対前年度比(2人以上世帯)

		平均													
		世帯人員		1人あたり 消費支出総額	消費支出 総 額	食料	住居	光熱・水道	家具・ 家事用品	被服及び 履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他
	令和3年度	2.21	金額(円)	67,887	149,877	47,639	30,836	17,222	8,139	4,759	6,111	16,088	2,263	5,902	10,916
総	マ和コ牛皮	2.21	割合(%)		100.0	31.8	20.6	11.5	5.4	3.2	4.1	10.7	1.5	3.9	7.3
			金額(円)	67,471	148,488	49,132	30,125	18,171	7,719	4,151	5,848	15,062	2,279	5,461	10,541
数	令和4年度	2.20	割合(%)		100.0	33.1	20.3	12.2	5.2	2.8	3.9	10.1	1.5	3.7	7.1
			対前年度比(%)	99.4	99.1	103.1	97.7	105.5	94.8	87.2	95.7	93.6	100.7	92.5	96.6

図3-1 消費支出の費目別構成割合の対前年度比較(2人以上の世帯)



#### 3 - 2 消費支出の対前年度比較(単身世帯) 表3 - 2、図3 - 2参照

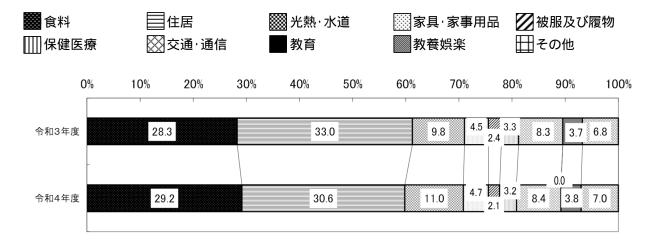
単身世帯の令和4年度の消費支出総額は、100,867円となっており、前年度と比較して2.1%のマイナスとなっている。

消費支出額を費目別に比較すると、食料費については、消費支出総額に占める構成割合は 29.2%となっており、前年度と比較して 0.9 ポイントのプラスとなっている。

表3-2 消費支出の費目別金額と構成割合及び対前年度比(単身世帯)

			消費支出 総 額	食料	住居	光熱・水道	家具・ 家事用品	被服及び 履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他
	令和3年度	金額(円)	103,057	29,148	33,974	10,103	4,625	2,506	3,364	8,564		3,808	6,965
		割合(%)	100.0	28.3	33.0	9.8	4.5	2.4	3.3	8.3	-	3.7	6.8
総数		金額(円)	100,867	29,429	30,896	11,130	4,758	2,138	3,180	8,457	0	3,832	7,047
	令和4年度	割合(%)	100.0	29.2	30.6	11.0	4.7	2.1	3.2	8.4	0	3.8	7.0
		対前年度比(%)	97.9	101.0	90.9	110.2	102.9	85.3	94.5	98.7	-	100.6	101.2

図3-2 消費支出の費目別構成割合の対前年度比較(単身世帯)



### 用語の解説

### 1 世帯類型

区分	基準
高齢者世帯	65 歳以上の者だけで構成されているか、またはこれらの者に 18 歳未満の者が加わった世帯をいう。
母子世帯	現に配偶者のいない(死別、離別、生死不明及び未婚等を含む。)65 歳未満の女性と 18 歳未満のその子(養子を含む。)だけで構成されている世帯をいう。
障害者世帯	世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害の ため働けない者である世帯をいう。
傷病者世帯	世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯。または世帯主が傷病のため働けない者である世帯をいう。
その他の世帯	上記のいずれにも該当しない世帯をいう。

### 2 世帯業態

区分	基準
常用	形式を問わず、1か月以上の雇用契約で雇われている場合をいう。
日雇	形式を問わず、日々または1か月未満の雇用契約で雇われている場合をいう。
家内労働	自宅を作業場として、委託者から物品や原材料の提供を受け、物品の製造や加工などを行い、工賃を受けている場合。また、作業所や新聞・牛乳配達、珠算・書道などの個人教授で収入を得ている場合をいう。
その他の就業	収入を伴う仕事に従事している者であって、上記のいずれにも該当しない仕事 に従事している場合をいう。
不就業	当該月中に働いた日が1日もなく、就労収入もない場合をいう。

### 3 収入項目

区分	基準
生活保護給付金品	生活保護法に基づく各種扶助をいう。
社会保障給付金	生活保護法以外の法による社会保障給付金品をいう。
その他社会保障 給付金	法によらない社会保障給付金品をいう。自治体単独で行っている場合や、社会 福祉協議会等公的機関が行っている場合等。